

# 共同研究規則

(規程 第 39 号)

## (目 的)

- 第 1 条 本規則は、豊田工業大学（以下、本学という）の教育職員（以下、担当教員という）が、学外の機関又は個人（以下、学外共同研究先という）と共同して行う研究（以下、共同研究という）の取扱いに関する基本的事項について定める。
- 2 本学の担当教員が学内の他の研究室に所属する教育職員と共同で行う研究については、別に定める。

## (定 義)

- 第 2 条 本規則において、共同研究とは、本学の担当教員が、学外共同研究先と研究を共同又は分担して行うことをいう。
- 2 前項の学外共同研究先は、次の各号に掲げる区分とする。
- (1) 民間機関等（民間企業、財団法人、その他の営利又は非営利団体をいう。）
- (2) 大学等研究機関（国公立大学、独立行政法人、公設試験研究機関等をいう。）
- (3) 個人（前二号に該当しない個人の研究者等をいう。）

## (届 出)

- 第 3 条 共同研究を行おうとする担当教員又は学外共同研究先は、別に定める様式による届出書又は、共同研究申込書を学長に提出する。
- ただし、別に定められた手続きによる場合はこの限りでない。

## (受 理)

- 第 4 条 学長は、前条の届出又は申込について、受理の可否を決定する。

## (契約の締結)

- 第 5 条 学長は、学外共同研究先との共同研究について契約の締結が必要と判断した場合、教授会の議を経て、共同研究契約を締結する。
- 2 前項の共同研究契約には、次の事項を記載する。
- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の担当者名
- (4) 共同研究の期間
- (5) 共同研究の分担及び進め方（研究員の本学への派遣の有無等）
- (6) 費用又は設備等の負担区分
- (7) 発明・考案・意匠創作等研究成果の取扱い
- (8) その他共同研究を行うために必要な事項
- (9) 本学の教職員又は学生が設立に関与したベンチャー企業（以下、大学発ベンチャーという。）を学外共同研究先とする場合は、研究費の支払猶予、減免、又は新株予約権等による対価の支払いについて、個別に定めることができる。
- (10) 大学発ベンチャーとの共同研究契約において、当該企業の事業継続に不可欠と認められる場合は、一定期間の独占的実施権の付与、又は将来的な権利譲渡の予約に関する事項

を契約に記載することができる。

(研究発表)

第6条 本学が分担した共同研究の結果は、原則として本学又は、当該担当教員によって公表する。

ただし、契約で別に定めた場合、学外共同研究先から理由を付して申出がある場合、又は担当教員がベンチャー設立準備を目的として申出た場合は、その全部又は一部を公表しないこと、あるいは公表の時期を延期することができる。

(特許等の取扱)

第7条 共同研究により、担当教員が行なった発明・考案・意匠創作（以下、発明等という）の取扱いは、本学の発明等取扱規則の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、当該共同研究契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(報告)

第8条 共同研究が終了したとき、担当教員は学長に報告する。

(收受研究費の取扱)

第9条 本学が分担する学外共同研究先との共同研究について、学外共同研究先がその研究費の全部又は一部を負担する場合、当該研究費に関する取扱いは原則として委託研究規則の規定を準用する。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、教授会の審議を経て理事長がこれを決定する。

(細部事項)

第11条 この規則の運用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 本規則は、令和8年4月1日から改正施行する。

制 定 昭和61年 5月15日  
改正1回 平成10年 3月 9日  
改正2回 令和 8年 4月20日